

有料老人ホームでの囲い込み対策の検討が進む

◆有料老人ホームの重要性が増す中、顕在化した問題への対応が必要

入居高齢者に対して、介護、家事、健康管理、食事の提供などのサービスの一つ以上を提供する賃貸住宅が有料老人ホーム（以下、ホーム）である。ホームは、2014年から24年の10年間で、施設数は9,561から17,246へと1.8倍に、定員数は387,666人から673,689人へと1.7倍に増加している。ホームは入居者が必要とする介護サービスを、施設自体が提供する介護付きと、外部事業所に委託する住宅型に大別できるが、本来は住まいとしての役割を持つ住宅型ホームでも、要介護3～5の中重度者が54%を占めており、介護施設と同様の役割を果たしている。

一方、住宅型ホームでは、常勤職員の確保が不十分であったり、自社が関連する介護サービスを入居者に強制する「囲い込み」が一部で見られるなど、問題が顕在化している。厚労省は、広範な検討後、25年10月「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ素案」を公表した。

◆住宅型有料老人ホームでの「囲い込み」問題への本格的な対策

素案は「囲い込み」問題対策に踏み込んでいる。囲い込み問題は、ホームが自社関連介護サービスの利用を実質的な入居条件とし、過剰で画一的サービスを提供して介護保険給付を請求する問題である。背景には、利用者のケアプランを作成するケアマネジャーがホーム事業者の意向に従属させられやすい構造がある。

この問題に対し、素案はケアマネジメントのプロセスに着目した対策を提言した。入居時に、ケアマネジャーの変更を強要することを禁止する措置を設けるべきだとした。また、入居契約と介護サービス契約の独立性を明確にし、入居者ごとに最適な介護サービスが提供されることを促す。そして締結プロセスを行政が事後的に検証できる仕組みの導入も検討する。さらに、ホームの事業会計と介護サービスの事業会計の分離・公表を求めることで経営の透明性を高め、ホームの赤字を介護サービスの黒字で補填する従来からの方法の見直しを迫る。

今回素案での囲い込み対策は、一部事業者にはビジネスモデルの転換を求めるものだ。経過措置の設定など、今後の議論の方向性が注目される。【佐伯章文】